

鳥取県社会福祉施設・医療機関夏休み期間感染予防緊急対策補助金交付要綱の一部改正

鳥取県社会福祉施設・医療機関夏休み期間感染予防緊急対策補助金交付要綱の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県社会福祉施設・医療機関<del>夏休み期間</del>における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県社会福祉施設・医療機関<del>夏休み期間</del>における感染予防（自主隔離）緊急対策補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 事業補助～2 実施主体 略</p> <p>3 補助対象経費</p> <p>左欄の社会福祉施設等の職員の、令和4年8月10日から令和4年9月16日及び令和4年12月28日から令和5年1月31日の期間に係る宿泊施設の借りに要する経費。（消費税及び地方消費税は除く。） 宿泊利用者が支払った宿泊料を法人が負担する場合も含む。</p> <p>4 補助率～5 交付限度額 略</p> <p>附則 この要綱は、令和4年8月31日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和4年12月28日から施行する。</u></p>	<p>鳥取県社会福祉施設・医療機関夏休み期間感染予防緊急対策補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県社会福祉施設・医療機関夏休み期間感染予防緊急対策補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 事業補助～2 実施主体 略</p> <p>3 補助対象経費</p> <p>左欄の社会福祉施設等の職員の、令和4年8月10日から令和4年9月16日の期間に係る宿泊施設の借りに要する経費。（消費税及び地方消費税は除く。） 宿泊利用者が支払った宿泊料を法人が負担する場合も含む。</p> <p>4 補助率～5 交付限度額 略</p> <p>附則 この要綱は、令和4年8月31日から施行する。</p>